

田辺市役所広告付案内板及び窓口受付システム設置事業に係る広告取扱い基準

(趣旨)

第1条 この基準は、田辺市有料広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、田辺市役所広告付案内板及び窓口受付システム設置事業（以下「設置事業」という。）に係る広告掲載の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告規格等)

第2条 要綱第5条に規定する広告の規格、期間、掲載料、募集方法等については、当市と設置事業の受託事業者との契約に基づき定める。

(広告掲載の取消し)

第3条 要綱第8条第3号に規定する市長が認めたときとは、広告掲載の決定後又は広告の掲載期間中において次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 要綱第3条各号のいずれかに該当することとなったとき。ただし、同条第8号に該当する場合において、市が定める期間内に滞納している市税の納付が確認された場合にあつてはこの限りでない。
- (2) 設置事業に基づき広告を掲載しようとする者（以下「広告主等」という。）が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させる行為を行ったとき。
- (3) 広告主等が社会的信用を著しく損なう行為を行ったとき。
- (4) 広告主等が倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。

附 則

この基準は、令和8年6月12日から施行する。